

# 注 文 書

契約番号 2026000024

業 務 名 消防用設備保守点検業務(古川東児童センター 外)

業務場所 大崎市古川駅東二丁目 6 番 3 2 号 外

期 間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

## 別 添 書 類

1 仕様書

2 参考内訳書

大崎市民生部子育て支援課

## 仕 様 書

1 件 名 消防用設備保守点検業務（古川東児童センター 外）

2 業務概要 児童厚生施設に設置された消防用設備について、常に消防法に定める基準を保ち、人命並びに財産の保護に万全を期すため、施行するものである。

### 3 業務場所

No.	施設名	住所
1	古川東児童センター	大崎市古川駅東二丁目 6 番 32 号
2	古川南児童センター	大崎市古川南三丁目 7 番 26 号
3	古川大宮児童センター	大崎市古川大宮四丁目 9 番 8 号
4	古川稲葉児童センター	大崎市古川穂波三丁目 6 番 2 号
5	三本木児童交流センター	大崎市三本木字鹿野沢 7 番 1 号
6	鹿島台中央児童館	大崎市鹿島台木間塚字姥ヶ沢 98 番 1 号
7	川渡児童館	大崎市鳴子温泉字築沢 13 番 4
8	古川南放課後児童クラブ室	大崎市古川金五輪一丁目 13 番 1 号 (古川第三小学校敷地内)
9	古川大宮放課後児童クラブ室	大崎市古川大宮八丁目 2 番 1 号 (古川第四小学校敷地内)
10	古川東放課後児童クラブ室	大崎市古川福沼三丁目 16 番 1 号 (古川第二小学校敷地内)
11	敷玉地区学童保育	大崎市古川石森字石神 72 番地
12	長岡地区学童保育	大崎市古川荒谷字新樋ノ口 81 番地
13	西古川地区学童保育	大崎市古川保柳字氏子 114 番地 1
14	東大崎地区学童保育	大崎市古川大崎伏見梅田 19
15	高倉地区学童保育	大崎市古川中沢字中沢屋敷 242
16	清滝地区学童保育	大崎市古川清水沢字長泥 30 番地 2
17	大崎市子育て拠点施設	大崎市古川千手寺町二丁目 3 番 1 号

4 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

5 数 量 年2回（機器点検1回・総合点検1回）消防法等関連法令に基づく点検

## 6 業務仕様

### (1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備について、次の事項を試験・測定し、維持に関する技術上の基準に適合するか否かを判定し、適切な処置を施すとともに、管理者に報告する。

- ア 電源回路相互間の絶縁抵抗値
- イ 1つの警戒区域毎の絶縁抵抗値
- ウ 常用電源と非常用予備電源自動切替及び予備電源装置
- エ 常用並びに予備の電源電圧の確認及び容量の確認
- オ 試験装置により、各警戒区域ごとに表示の適否の確認
- カ 総合操作盤の操作上支障となる障害物の処理と指導
- キ 操作部の各スイッチの良否についての確認
- ク その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

### (2) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備について、次の事項を試験・測定し、維持に関する技術上の基準に適合するか否かを判定し、適切な処置を施すとともに、管理者に報告する。

- ア 加圧送水装置の起動試験及び表示の良否の確認
- イ 呼水装置及び呼水槽への自動給水装置の良否並びに水源の確認
- ウ 加圧送水装置起動盤の絶縁測定、作動状態、機器の損耗、その他の試験
- エ ホース接続口及び開閉弁、管の発錆等の確認と処置
- オ ホースの折損及び穴等の有無
- カ 差し込み結合器具の差し込みの難易の確認と処置
- キ ホース掛の引き出し金具及び発錆等の確認と処置
- ク その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

### (3) 消火器

- ア 設置した場所の消火に適合する消火器であるか否かの確認
- イ 通行又は避難に支障がなく、かつ消火器については消火薬剤が凍結、変質等の恐れの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあるかどうかの確認と指導
- ウ 容器本体の薬剤の漏れ、変形、損傷及び腐食等がないかどうかの確認
- エ その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

### (4) 非常用放送設備

- ア 放送設備本体及びマイク等付属設備の点検、確認と指導
- イ 各スピーカーの位置の良否の確認と指導及び各スピーカーとの配線の点検確認と処置
- ウ その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

### (5) 防火扉

- ア 光電式防火扉の感知状態の確認と処置
- イ 光電式防火扉及び手動式シャッターの作動状態の確認と処置

ウ 手動式シャッターの開放状態での安全性の確認と処置

エ その他、関係諸法令に基づく基準に適合するか否かの確認

(6) 避難設備

ア 金属製避難はしご

(ア) 取り付け器具、避難はしご等に発錆の有無の確認と処置

(イ) 取り付け器具にガタが生じていないかの確認と処置

(ウ) 取り付け器具、はしご本体の破損、変形の確認と架梯操作が円滑にできるような処置

(エ) 横浅の回転するものの有無の確認と踏みしろのすべり止めの整備

イ 緩降機

(ア) 取り付け器具の堅結部のゆるみ、使用時の難易、発錆腐食、その他の障害の有無の確認と処置

(イ) フック、ロープ等の円滑性の確認と処置

(ウ) 昇降機全体のネジのゆるみ、腐食、損傷の確認と処置

(エ) ロープ末端及び調速機の封印の確認

(オ) ロープに付着した異物の有無の確認と処置

ウ 救助袋

(ア) 格納部分の整備

(イ) 袋本体の害虫、腐食、亀裂又は損傷及び縫外れ、縦糸の切断の有無の確認と処置

(ウ) 帆布の著しい吸湿、帆布及びロープに酸性薬品、油、その他の汚物の付着の有無の確認と処置

(エ) 展張時の袋全体の摺部の有無及び左右のロープの働き具合の確認並びに金具の整備

(オ) 帆布と上部支持枠との取り合せ部分の安全確認と障害の処置

(カ) 上部取り付け部分のアンカーボルトのぐらつき及びナットの緩み、脱落の確認と処置

(キ) 支持枠と取り付け金具の取り合せ部分の変形、損傷等及び溶接接合部分の亀裂、離脱の有無の確認と処置

(ク) 下部支持装置の障害の有無の確認と処置

(ケ) 埋設部分の取り付け金具の障害の有無の確認と処置及び泥、塵芥などの除去

(7) 誘導灯及び誘導設備

ア 誘導灯のカバーの破損等の点検及び非常電源の充電状態の確認（非常電源内蔵型）

イ 誘導等の球切れ点検と交換

ウ 各種消防用の標識の適否の確認と処置

(8) 非常警報器具及び非常警報設備（ガス漏れ警報器具及び設備を含む）

ア 感知器の取り付け位置の適否の確認

- イ 感知器の種別及び床面積と設置個数との適合の確認
- ウ 感知器の種別及び種類ごとに、法令に定める規格（動作温度、動作時間等）への適合の良否の確認と試験
- エ 感知器の有効な感知の妨害となる障害物の除去と指導
- オ 発信機、音響装置（スピーカーを含む）の基準への適合の良否の確認
- カ その他、発錆、塗装の剥離等の有無及び関係諸法令に基づく基準への適合の良否の確認

(9) 防排煙設備

ア 外観機能点検

- (ア) 連動制御機（常用電源）
  - a 開閉器の専用回路の表示の有無の確認
  - b 端子等の緩み、脱落、破損等の有無の確認
  - c 常用電源を遮断した場合、予備電源への切替が自動的に行われ、かつ常用電源が正常に復旧した場合、常用電源へ自動的に切り替わるかの確認
  - d 前記切替時に電圧計の指示が適正であるかの確認
  - e 操作上、支障のない空間が保たれているかの確認
  - f 予備品、説明書、回路図が備えられているかの確認
- (イ) 自動閉鎖装置
  - a 防火戸、シャッター各々の閉鎖装置の変形、腐食の有無の確認
  - b 防火戸、シャッター等の開閉に支障を来す障害物の有無の確認
- (ウ) 感知器
  - a 加煙試験器による試験後、基準値に適合するか否かの確認
  - b 煙感知器感度測定器による感度測定後、基準値に適合するか否かの確認

イ 総合点検（前記外観機能点検も含め、下記の確認を実施）

- (ア) 防火戸及びシャッターの閉鎖状況及び降下状況が正常であるか、防火戸シャッターの損傷の有無の確認
- (イ) 250V絶縁測定器による配線間の絶縁抵抗測定の実施
- (ウ) 点検確認後、各記録の点検票への記載

(10) 漏電火災警報器

- ア 漏電火災報知器への電源の専用回路の確認
- イ 変流器の容量が、警戒電路の定格電流以上の容量であるかの確認
- ウ 受信機の正常作動の試験と確認
- エ 漏洩電流設定値の確認
- オ 漏洩電流検出試験の実施及び作動の確認
- カ 音響装置の音量の規定値の確認
- キ その他、関係諸法令に基づく基準への適合の確認

(11) 非常用自家発電設備

- ア 周囲の状況を確認し、発電機が十分に機能するかの確認
- イ 発電機の所定電圧発生能力の確認
- ウ 発電機に係る付帯設備の良否の確認

(12) 非常用電源専用受電設備

- ア 設置場所の確認
- イ 配電盤及び分電盤の形状、表示灯の確認
- ウ 電源電圧が適正であるかの確認
- エ 開閉器及び遮断機の容量、損傷等、接続部の確認
- オ 接地抵抗値及び絶縁抵抗値の確認
- カ その他、関係諸法令に基づく基準への適合の確認

- 7 その他
- ① 見積書作成に関し現地確認して構わないが、質問回答書にて行うこと。（日程は申出後調整致します。）
  - ② 年2回払い（点検後）
  - ③ 請求書は、子育て支援課に一括して発行すること。

8 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
- なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額につ

いて減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。

(2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

## 10 その他

- (1) 本業務の作業に関しては、児童福祉施設での業務であるため、業務中に児童が多数在籍していることから、事故等が発生しないよう細心の注意を払って行うこと。  
また、作業の日程等については、施設担当者と連絡調整を取り合い実施すること。  
業務完了後は速やかに完了報告書を提出すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
- (3) 支払いは業務完了後、受注者の請求に基づき支払うものとする。
- (4) 入札（見積）金額については委託期間の総額（消費税抜き）とする。

(参考内訳書)					
件名：消防用設備保守点検業務（古川東児童センター 外）					(単位：円)
施設	数量	単位	単価	金額	備考
古川東児童センター					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
古川南児童センター					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
古川大宮児童センター					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
古川稻葉児童センター					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
三本木児童交流センター					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
鹿島台中央児童館					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
川渡児童館					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
古川南放課後児童クラブ室					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
古川大宮放課後児童クラブ室					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
古川東放課後児童クラブ室					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			

件名：消防用設備保守点検業務（古川東児童センター 外）					(単位：円)
施設	数量	単位	単価	金額	備考
敷玉地区学童保育					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
長岡地区学童保育					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
西古川地区学童保育					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
東大崎地区学童保育					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
高倉地区学童保育					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
清滝地区学童保育					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
大崎市子育て拠点施設					
機器点検	1	年			
総合点検	1	年			
小計	3	年			
小計					
消費税					
合計					